

平成27年度のインフルエンザ予防接種補助金について

本年度も下記の要領でインフルエンザ予防接種の補助金制度を実施いたしますのでご案内いたします。

【申請上の注意】

補助金対象となる 予 防 接 種	平成27年10月1日から平成28年1月31日までの期間に受けたインフルエンザ予防接種。
補 助 の 対 象 者	接種の日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格があり、国内の医療機関等で接種を受けた方【海外での接種は対象外】。
補 助 金 限 度 額	一人当たり1,000円（税込） 期間内に1回限り。 ※支払った額が補助金限度額に満たない場合は支払った額。
申 請 方 法	インフルエンザ予防接種補助金申請書「事業所用（様式一）」に連名簿と領収書（コピー可）を添付し、被保険者および被扶養者分を事業主にて一括して請求してください。なお、任意継続の方は申請書「任意継続被保険者用（様式二）」をご使用いただき、個人請求してください。 ※領収書には、接種を受けた方の氏名、日付、実施した医療機関名、接種に要した費用、および「インフルエンザ予防接種代」と記載してあること、以上の全てが確認できる必要があります。 ※集団接種により、まとめて支払った場合は、領収書のほかに医療機関が発行した明細(各接種者氏名の記載があるもので、かつ発行元の名称が記載されているもの)を必ず添付してください。 ※申請書用紙は健康保険組合ホームページからダウンロードできます。
そ の 他	○医師の判断等で2回以上接種した場合であっても1回の補助となります。1回目もしくは2回目以降のいずれかの接種分で申請してください（合算しての申請はできません）。 ○他の制度（市区町村等）から補助を受けることができる場合はその制度が優先となります。 なお、他の制度から補助を受けた場合でも、自己負担が発生したときは補助の対象となります。
申 請 期 限	平成28年2月29日（月）
申請・問い合わせ先	●健康管理課 06-6941-6352 ●神戸支部 078-221-6100 ●京都支部 075-801-2905

※ 他の制度（公費）で受けられる方

【法律に基づく予防接種対象者】

予防接種法施行令によりインフルエンザの定期的予防接種を行う対象者は、(1) 65歳以上の者、および、(2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの、とされています（お住まいの市町村にお問い合わせください）。

4種類のウイルスに対応したワクチン導入

インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防にもっとも効果的で、重症化を防ぐ効果もある予防接種。
今シーズンはワクチンで予防できるウイルスが3種類から4種類に増えて、予防効果がさらに高まることが期待されています。



重症化も防ぎます

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することで発症し、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れるのが特徴です。インフルエンザにかかると、子どもでは急性脳症、高齢者や免疫力の低下している人では肺炎など、稀に命にかかわる合併症を引き起こして重症化するおそれがあります。

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発症を抑

え、万一インフルエンザにかかった場合でも重症化を防ぐ効果があることもわかっています。

インフルエンザワクチンは、毎年の流行予測に応じて含まれるウイルスの種類が変わります。これまでのワクチンはA型2種類、B型1種類でしたが、近年の流行状況や世界の動向などを踏まえ、今シーズンはB型が2種類に増え、予防できるウイルスの種類が広がります。

海外に赴任される方のための事業

企業の海外進出に伴い、海外へ赴任される労働者も増加している中で、大阪薬業保健センターにおいても、「海外赴任前および帰国後の健康診断」ならびに「海外赴任に伴う予防接種」を行っております。

海外赴任前および帰国後の健康診断

- 対象者 被保険者 および 帯同する被扶養者等
- 実施機関 大阪薬業保健センター
- 内容 労働安全衛生規則 第45条の2に基づく健康診断
- 料金 1回につき 12,000円（税抜）

海外赴任に伴う予防接種

- 対象者 被保険者 および 15歳以上の被扶養者等
 - 実施機関 大阪薬業保健センター〔毎週水曜日 午後2時～（完全予約制）〕
 - ワクチンの種類と料金（各1回の接種あたり）（税抜）
A型肝炎6,000円、B型肝炎4,000円、破傷風3,000円、日本脳炎5,000円、狂犬病12,000円
- ※ワクチンの供給状況により接種できないものがある場合はご了承ください。
※海外渡航前に原則として2回接種する必要があります（1回目と2回目の間隔は約3週間を要します）。

申込方法

いずれも申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください（海外赴任に伴う予防接種については、1カ月以上前に申し込んでください）。

健康管理課 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>

自宅でできる「ピロリ菌検査」

胃がんの原因の一つは“ピロリ菌”の持続感染であることが解明されており、感染がわかれば除菌治療することで、胃がんになるリスクを減らすことができます。ぜひこの機会に“ピロリ菌”感染の有無を確認してください。

ピロリ菌検査（便中抗原検査）

- 対象者
50歳以上の被保険者 および 被扶養者
※7月～9月は高温による検体への影響を避けるために検査ができませんでしたが、10月から再開します。
※ご利用は「大阪薬業健康保険組合」の在籍期間中1回に限ります。

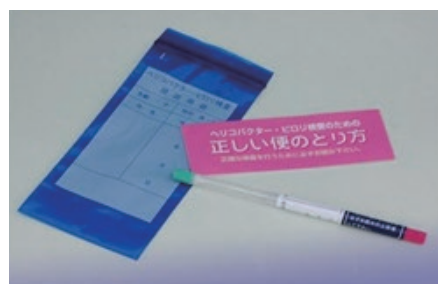
- 一部負担金
1,080円（税込）

●検査機関(申込先)

〒604-0827 京都市中京区高倉通二条下る瓦町550 メスビル内
メス細胞検査研究所(京都府登録衛生検査所第38号) TEL(075)231-2230
<http://www.msp-kyoto.co.jp>

●申込方法

申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください。
健康管理課 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>



検査の流れ



こんなときはどうするの？

立て替え払いをしたとき

療養費として払い戻します

旅先で急病になったり、急なけがで病院にかつぎこまれたりした場合などで保険証をもっていないときは、とりあえず医療費の全額を自分で支払い、あとで健康保険組合に申請をして、払い戻しを受けることになります。このような給付を療養費といいます。

ただしこの場合、支払った費用のすべてが給付対象になるとは限りません。療養費の支給を受けられるのは、健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて算定した額になります。

療養費を請求するときは診療報酬明細書*と領収書が必要です。必ずもらってください。

※診療内容の審査を行うため、**診療報酬明細書(レセプト)が必要**となります。領収書とあわせて交付される診療内容明細書ではありませんのでご注意ください。



立て替え払いをしたとき

医療の内容	払い戻される額	必要な書類
やむを得ず保険医以外の医療機関にかかったとき	健康保険の療養の給付の範囲内で査定された額の7割 (義務教育就学前は8割)	「療養費支給申請書」に診療報酬明細書(レセプト)と領収書を添付 海外で受診したときは、診療内容明細書および領収明細書と領収書を添付 (明細書等が外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文も添付)
保険証を提出できなかったとき	同上	同上
輸血(生血)の血液代	輸血(生血)を受けるときの血液代としての基準料金の7割 (義務教育就学前は8割)	「療養費支給申請書」に領収書と輸血証明書を添付
コルセット・ギプス等	基準料金の7割 (義務教育就学前は8割)	「療養費支給申請書」に領収書と保険医の証明書を添付
はり・きゅう・マッサージ代	同上	「療養費支給申請書」に領収書と保険医の同意書を添付
四肢のリンパ浮腫治療のために弾性着衣等を購入したとき	購入した費用(上限あり)の7割 (義務教育就学前は8割)	「療養費支給申請書」に領収書と保険医の装着指示書を添付
9歳未満の小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを作成したとき	作成または購入した費用(上限あり)の義務教育就学後～9歳未満は7割・義務教育就学前は8割	「療養費支給申請書」に領収書と保険医の作成指示書を添付

(領収書・明細書はいずれも原本が必要です)

「健康保険被扶養者現況届」ご提出のお願い

(任意継続被保険者は除く)

被扶養者認定の適正化のため、今年も例年どおり、家族を扶養しておられるみなさまに「健康保険被扶養者現況届」をお配りします。組合への提出期限は平成27年11月30日ですので、それまでに事業所のご担当者までご提出をお願いします。

なお、今年の現況届は記載事項を確認するための添付書類が必要となりますので、下記に該当する方はあわせてご提出をお願いします。

- アルバイト・パート等の方⇒収入の確認できる書類（給与明細直近3カ月分の写し・源泉徴収票等）
- 年金受給者⇒年金額の確認できる書類（年金決定通知書・支給額変更通知書・国民年金厚生年金保険年金証書・振込通知書等）
- 自営業者の方⇒確定申告の収支内訳書
- 別居されている方（単身赴任者は除く）⇒仕送りが確認できる書類（銀行振込控えの写し・現金書留控えの写し等）

※その他 必要に応じて確認書類の提出をお願いすることがあります

※詳細については、後日事業主様を通じてご案内いたします。

どうして毎年被扶養者の確認をするの？

健康保険の二重加入防止等の他に、財政面での理由もあります。

後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等（高齢者の医療費等の支払いに充てるため国に納めるお金）の額を決める計算の基になる人数には、健康保険の被保険者だけではなく被扶養者の人数も含まれています。従いまして、本来は削除されているべき方が認定されたままになっていると、必要以上の支援金や納付金を納めなければならなくなります。組合の負担が増えるということは、ひいては事業主や被保険者が納める保険料が増えるということになりますので、削除する事由に該当した方は、すみやかに「**被扶養者異動届**」で削除していただきますようお願いいたします。



主な 削除事由

- 家族の就職・結婚
- 家族と別居するようになったが仕送りをしていない
- 家族の収入が増えた など

削除する事由に該当した方を「被扶養者異動届」で削除する際には、必ず保険証を添付してください。削除後に医療機関で受診された場合は、組合から医療費の返還請求をすることがあります。

算定基礎届の事務処理が完了し 標準報酬月額が決定しました

各事業所ご担当者のみなさまのご協力を得て、算定基礎届の事務を完了し、標準報酬月額が決定しました。ここに誌面をお借りして、厚くお礼申し上げます。

ところで算定基礎届って何？

4月・5月・6月に支払われる給与を、毎年7月に会社から届け出ってもらうもので、保険料や給付金支払いの計算の基礎となる標準報酬月額を決定し、9月1日から翌年8月31日まで使われます。保険料は、9月分から新しい標準報酬月額で計算した金額が控除されることとなります。

ただし、昇給・降給等で給与が大幅に変わった月（変動月）以後3カ月の平均額に基づく標準報酬月額と従来の標準報酬月額とを比べて2等級以上の差が生じたときは、変動月以後4カ月目から標準報酬月額が改定されます。

たとえば、4月に昇給があって4月・5月・6月の平均額に基づく標準報酬月額が従来の標準報酬月額と比べて2等級上がった人の場合は、7月1日から改定された標準報酬月額を基に保険給付が行われ、保険料も7月分から新しい標準報酬月額で計算し控除されることとなります。

「ジェネリックは使えますか？」 その一言で医療費節約

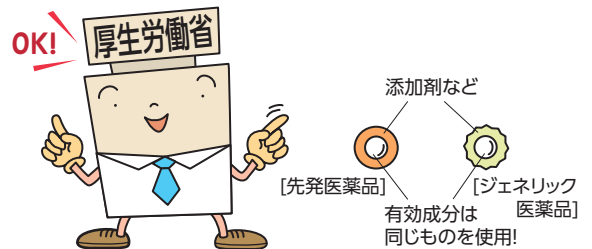
『ジェネリック医薬品』、みなさんはもうご存じですか。
先発医薬品と同じ成分で同等の効き目があり、
先発医薬品よりも価格が安いのが、ジェネリック医薬品です。
選んでオトクなジェネリック医薬品を上手に使って、薬代を節約しましょう。

Q ジェネリックって、本当に安全なんですか？

A はい。国が安全性を保証している医薬品です。

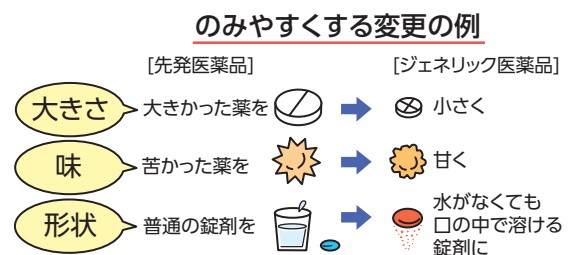
厚生労働省の承認を受けた医薬品です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、先発医薬品と同じ有効成分に添加剤などを加えて製造された医薬品です。有効成分の効き目と安全性は、長年使われてきた先発医薬品で十分に検証されています。また、開発段階でさまざまな試験を行い、厚生労働省の承認を受けて販売されています。



有効成分に影響のない添加剤を使用しています

ジェネリック医薬品には、先発医薬品と同じ有効成分が使われていますが、添加剤は先発医薬品と異なる場合があります。ただし、添加剤の品質も厳しくチェックされており、有効成分の効き目と安全性に影響を与えないものを使用されています。また、製薬会社によっては、のみやすく工夫を施していることもあります。



ジェネリック医薬品推奨マークをチェックする

ジェネリック医薬品の取り扱いに積極的な医療機関かどうかは、日本ジェネリック医薬品学会が配布するゴールドマーク、シルバーマークを掲示しているかどうかを目安の一つになります。



かんじゃさんの薬箱

<http://www.generic.gr.jp/>

日本ジェネリック医薬品学会が運営する「かんじゃさんの薬箱」で、自分が使用している薬にジェネリック医薬品があるかを検索したり、切り替え可能なジェネリック医薬品の名称や価格が調べられます。

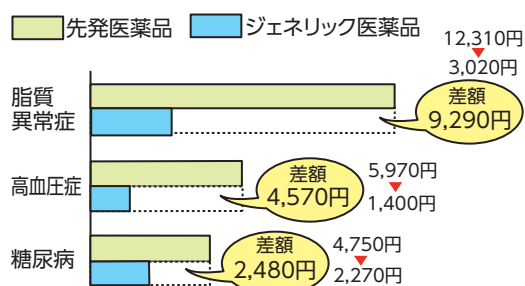
Q ジェネリックにすると、どのくらい安くなるんですか？

A 高血圧症の場合、1年で約4,570円節約できる薬もあります。

服用期間が長い薬ほど節約効果を実感できます

ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の約2～7割。生活習慣病のように年単位の服用が必要な薬ほど、価格によるメリットが大きくなります。

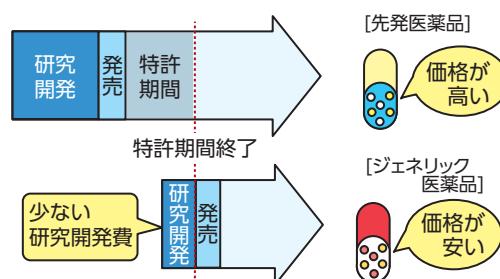
薬代の自己負担(3割)の比較例(1年間服用した場合)



*上記負担額は薬代のみ目安(一例)です。このほかに調剤技術料や薬学管理料などが加算されます。なお、代表的な先発医薬品と、もっとも安いジェネリック医薬品を比較しています。(平成26年4月現在)

開発にかかるコストが抑えられ、それが価格に反映されています

通常、医薬品の開発には10～15年の歳月と、数百億円もの投資が必要。それに比べてジェネリック医薬品は、先発医薬品の有効成分を使って製造されるので、開発期間は3～5年と短く、費用も少なく済みます。その分、低価格で販売することができます。

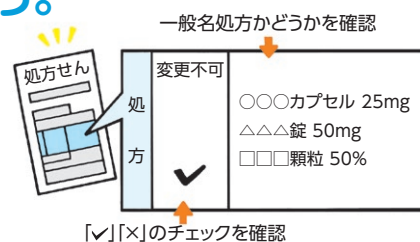


Q ジェネリックに切り替えるにはどうしたらいいんですか？

A かかりつけの医師に希望を伝えましょう。

処方せんにチェックがなければ、ジェネリックを利用できます

病院からもらった処方せんをみて、変更不可欄に「✓」や「×」のチェックがない、または一般名処方*であれば、保険薬局でジェネリック医薬品を選ぶことができます。



*「一般名処方」とは、医師が処方せんに薬の商品名ではなく、有効成分名を記すことをいいます。一般名処方の場合、医薬品名の前に【般】の表示がされることがあります。

「お試し調剤」が利用できます

ふだん服用している薬をジェネリック医薬品に変更するのが不安な場合は、「お試し調剤」で試してみたいかがでしょうか。慢性疾患などで長期に服用する薬を処方された場合などは、最初の1週間くらいをジェネリック医薬品に替えて様子を見ることもできますので、まずは薬剤師にご相談ください。

保養施設「サンヒル柏原」との補助金契約の終了について

保養施設側の事情により、平成27年9月30日をもって「柏原市健康保養センター サンヒル柏原」との契約施設利用補助金制度を終了いたしましたのでお知らせします。

平成27年 7月 事業状況

		大阪	神戸	京都	合計
事業所数(件)		625	93	71	789
被保険者数(人)	男	55,499	7,495	4,880	67,874
	女	22,412	2,482	2,205	27,099
	計	77,911	9,977	7,085	94,973
平均報酬月額(円)	男	404,951	408,095	360,940	402,134
	女	263,715	260,251	227,161	260,423
	計	364,323	371,315	319,305	361,699
保険料(給与分)1人あたり額(円)		33,882	34,532	29,695	33,638
保険料(賞与分)1人あたり額(円)		28,667	22,091	25,546	27,743
保険給付1人あたり額(円)		250,211	254,066	247,531	250,416
扶養率		0.94	1.02	0.84	0.94

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

お詫びと訂正

2015年夏号「大阪薬業健保・基金だより」4ページの「大阪薬業健康保険組合ではこんな保険給付を行っています」に誤りがありました。みなさまには深くお詫び申し上げますとともに、以下のとおり波線部分を訂正いたします。

「当組合オリジナルの給付」の欄

誤

一部負担還元金
(被保険者のみ)
下表のとおり。
(100円未満不支給)



正

一部負担還元金
(被保険者のみ)
下表のとおり。
(1,000円未満不支給)

誤

訪問看護療養付加金
(被保険者のみ)
下表のとおり。
(100円未満不支給)



正

訪問看護療養付加金
(被保険者のみ)
下表のとおり。
(1,000円未満不支給)

マイナンバー制度が始まります (社会保障・税番号)



社会保障、税、災害対策で効率的に情報を管理するために、平成25年5月「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。平成27年10月以降みなさま一人ひとりに個人番号(マイナンバー)を通知するための「通知カード」が配付され、平成28年1月から利用が始まります。

健康保険組合・厚生年金基金の手続きはマイナンバーの導入でこう変わります!

健保組合・基金は平成29年1月からマイナンバーが記載された申請書・届出等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、平成29年7月からは行政機関と「情報連携」することによって、手続きに必要な添付書類が省略されることなどが予定されています。

届出等の様式変更は?

マイナンバー制度導入に伴い、「資格取得届」「資格喪失届」「療養費支給申請書」等の様式に「個人番号」欄の追加が予定されていますが、届出帳票その他の手続きの変更点や運用方法は、マイナンバー導入に伴う業務システムの仕様等を含め、現在関係省庁において検討を進めているところです。健保・基金事務に関する新しい情報は、ホームページ等で随時、ご案内してまいります。

各機関がもつ個人の情報を結びつけるマイナンバー

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに個人番号を割りふることによって複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報として結びつけられるようにする制度です。

●マイナンバーの導入で期待される効果

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行える。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システム(マイナポータル)により、自分の情報が使われた記録や、行政からのお知らせを確認できる。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

健保組合と基金もマイナンバーを使用します

マイナンバーは当面、社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使います。社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険等に関する事務が対象です。これらの事務を行う機関を「個人番号利用事務実施者」といい、健保組合・基金も該当します。

健保組合と基金では平成29年1月から各種申請書や届出等へのマイナンバーの記入が必要となります。

●マイナンバーを使用する分野

社会保障	年金	●年金の資格取得や確認、給付、税務申告等
	労働	●雇用保険の資格取得や確認、給付等 ●ハローワークの事務等
	福祉 医療 その他	●健康保険の保険料の徴収と保険給付(被保険者・被扶養者の資格取得、各種手当金の給付に関する手続き等) ●福祉分野の給付、低所得者対策の事務等
税		●国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
災害対策		●被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 ●被災者台帳の作成に関する事務等

※法律や条例で定められた手続きにのみ使用します。

●今後の予定 ※変更になる場合があります。

平成27年10月

●マイナンバー通知開始

「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)」が記載された「通知カード」が届きます。マイナンバーは生涯にわたって利用する12ケタの番号です。カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管しましょう。必要な手続き等で提示する以外は、番号をむやみに他人に教えないようにしましょう。

平成28年1月

●マイナンバーの利用開始

児童手当など自治体の給付手続きや、確定申告などの税手続きなどでマイナンバーを使います。市区町村に申請すると「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真」が掲載された「個人番号カード」が交付されます。

平成29年1月

- 情報提供ネットワークシステム、マイナポータルの運用開始
- 健保組合・基金の各種申請書や届出等にマイナンバーを記入、届出開始

平成29年7月

- 健保組合や基金を含めた行政機関のあいだで情報連携開始(保険者間の健診データ連携等、受診時のオンライン資格確認の段階的導入)

●発行所 大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業厚生年金基金 大阪市中央区平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021